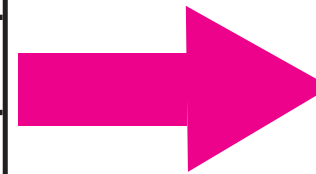


累進課税制度

所得税の税率

課税される所得金額	税率
195 万円以下	5%
195 万円超～ 330 万円以下	10%
330 万円超～ 695 万円以下	20%
695 万円超～ 900 万円以下	23%
900 万円超～ 1800 万円以下	33%
1800 万円超～ 4000 万円以下	40%
4000 万円超～	45%



このように
所得が上がるにつれ
税率が上がる制度を
累進課税制度
(るいしんかぜいせいど)
という。

計算方法 課税対象が 500 万円の場合
500 万円をそれぞれの区分ごとの金額にわけます。

